

IIJ GIO サービス契約約款

株式会社インターネットイニシアティブ

第1条（約款の適用）

当社は、IIJ GIO サービス契約約款を定め、これにより IIJ GIO サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本約款は、本サービスの利用にかかわる一切に適用されます。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者（当社と本約款に基づき本サービスにかかる契約を締結する者をいいます。以下同じ）に対し、事前にその内容について通知します。

第3条（利用約款の構成）

当社が所定の方法によりユーザーに通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意、第6条（仕様）に定める仕様書等（以下「説明等」といいます。）は、名目のいかんにかかわらず本約款の一部を構成するものとしします。

第4条（サービス提供対象者の範囲）

一般消費者は、本約款に基づく本サービスを利用することはできません。

第5条（種類）

本サービスには、次の種類があります。

- (1) IIJ GIO コンポーネントサービス
- (2) IIJ GIO Singapore サービス
- (3) IIJ GIO EU サービス
- (4) IIJ GIO CHINA サービス

第6条（仕様）

当社は、本サービスについての仕様書を別途定めるものとしします。当社は、仕様書を、予告なく変更することがあります。

第7条（利用契約の成立）

本サービス契約の申込をしようとする者（以下「契約申込者」といいます。）は、当社所定の申込書を提出することによりするものとしします。

2. 当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は、契約申込者に対し、その旨を通知します。

- (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 契約申込者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 契約申込者が前項の本サービスの申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
- (4) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
- (5) 契約申込者が当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

- (6) 当社が提供する本サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) 本約款に規定する本サービスを利用するために必要な措置が行われな

第8条 (契約の単位)

当社は、一の種類の本サービスごとに、仕様書において利用単位（当該単位において申込をすることができる本サービスの区分をいいます。以下同じ。）を定めることがあります。この場合、契約申込者は、前条（利用契約の成立）第1項の申込にあたり、特定された利用単位毎に一の本サービス契約を締結するものとします。

第9条 (アカウント)

当社は、第7条（利用契約の成立）第1項の利用申込みを承認したときは、契約者に対し、本サービスの利用及び管理に使用するID及びパスワード（本条において「アカウント」といいます。）を付与するものとします。

2. 契約者は、自己に付与されたアカウントの使用・管理に一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、アカウントを、合理的理由無く第三者に利用させないものとします。なお、アカウントを利用した主体の如何にかかわらず、アカウントを用いて行われた行為は全て契約者によって行われたものとして取り扱われるものとします。
4. 契約者は、アカウントが窃用された又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、アカウントの窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

第10条 (サービス利用に伴う負担)

本サービスの利用にあたり、契約者側において一定の環境等の用意が必要な場合（設備・機器、ソフトウェア等、電気通信回線を含み、それらに限られません。）、契約者は、契約者の責任と負担においてそれらを用意するものとします。

第11条 (契約内容の変更)

契約者は、第8条（契約の単位）に定める一契約単位内において、本サービスの変更の申込をすることができるものとします。

2. 第7条（利用契約の成立）第2項に定める申込の拒絶の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同項中「契約の申込」とあるのは「変更の申込」と、「契約申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第12条 (契約事項の変更等)

契約者は、その名称又は住所に変更があったとき（相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第13条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、本サービス契約上の権利又は義務を譲渡又は移転することはできません。

2. 契約者は、当社の許諾を得ずに、本サービスを再販売する等第三者に本サービスを利用させることはできません。

第14条 (料金等)

当社は、契約者に対し、仕様書又は見積書に定める初期費用及び月額費用並びにこれに対する消費税

相当額を、当該料金に係るサービスを提供した月の翌月（初期費用にあつては申込月の翌月）に請求するものとし、契約者は、当社に対し、当該請求があつた月の末日までに当該請求があつた金額を支払うものとし、

2. 本サービスの初期費用の支払義務は、当社が申込を受託する旨の意思表示（方法の如何を問いません。）をした日に発生するものとし、
3. 本サービスの月額費用は、課金開始日（本サービスに係る申込を受けた後当社が契約者に課金開始日として通知した日）から当該サービスを提供した最後の日までの期間に係る本サービスについて発生します。
4. 暦月の途中で本サービスの契約の解除（最低利用期間満了前になされたものを除きます。）があつた場合における当該月のサービスに係る料金は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する当該サービスに係る本サービスの料金とします。

第 15 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、利用単位毎に別途仕様書に定められる通りとし、その期間の起算日は、当該利用単位についての課金開始日とします。

2. 最低利用期間内に利用単位の解約があつた場合、本サービスの月額費用は、当該利用単位について最低利用期間終了までの利用があつたものとして算定されるものとし、

第 16 条（延滞利息）

契約者が本サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとし、

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

第 17 条（通信の秘密）

当社は、本サービスにかかる通信の秘密に係る契約者の情報について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとし、

2. 前項のもとに、当社は、契約者の同意がある場合、第 25 条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（当社の電気通信設備及び契約者を含む当社のサービス利用者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者を含む当社のサービス利用者に情報提供すること又は公開すること、並びに、契約者の通信態様にサービスの提供上合理的な制約を加えることを含む。）、又は第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとし、

第 18 条（営業秘密等）

当社は、本サービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。）について、第三者に対し開示しないものとし、

なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとし、

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2. 前条（通信の秘密）第 2 項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとし、
3. 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が秘密である旨指定して契約者に開示する場合の当該情報について、当社があらかじめ承諾した場合を除き、

第三者に開示してはならないものとします。

第 19 条 (個人情報保護)

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対しておこなうことを含みます。）

(2) 本サービスのレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。

(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあつては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

5. 契約者は本サービス契約を有効に締結したことにより、

<https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/pdf/BRM003.pdf> に表示された Data Processing Addendum（データ保護契約）にも同意したこととなり、データ保護契約は効力を生じます。そのデータ保護契約は、当社のサービスに係る約款・規約を表示したウェブサイトに掲載されています。

第 20 条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

第 21 条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあつては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあつては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 22 条 (利用の停止等)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) 本サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき

2. 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 23 条 (サービスの品質保証又は保証の限定)

本サービスの各機能は、提供時点において当社が提供可能なものとし、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないことおよび利用結果を含め、当社は、契約者に対し、本サービスに関する何らの保証も行わないものではありません。ただし、サービスの特定の利用単位において仕様書をもって個別具体的な保証又は保証の限定を定める場合があります。

2. 本サービスについて前項の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、当該品質保証の定めに従い、本サービスの利用単位毎に、利用不能にかかる減額の定めに基づき減額するものとし、

3. 本サービスに係る品質保証の定めにかかわらず、当社の責に帰すべき事由により利用単位における本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。)において、当該状態が生じたときから連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用金(当該利用単位に係るものに限る。)の 30 分の 1 を乗じて算出した額を契約者に係る本サービスの料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとし、

4. いかなる場合であっても、第 2 項及び前項に定める場合を除き、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償の責任を負いません。

第 24 条 (サービスの廃止)

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。

第 25 条 (業務委託)

当社は、本サービスの提供上必要となる当社の業務の一部を、株式会社 IIJ エンジニアリングその他当社が指定する第三者に委託することができるものとし、

第 26 条 (他のサービスとの接続)

当社が提供する役務を相互接続する機能を有するサービス(以下「相互接続サービス」といいます。)に接続する IIJ GIO コンポーネントサービスの契約者は、相互接続サービスの契約者から当社への申出により、当該契約者以外の者が利用する当社役務(IIJ GIO コンポーネントサービス、IIJ インターネットサービス契約約款に基づき当社が提供する IIJ インターネットサービス又は IIJ Omnibus 契約約款に基づき当社が提供する IIJ Omnibus を含み、これに限られません。)と当該契約者が利用する IIJ GIO コンポーネントサービスが接続される可能性があることについて、あらかじめ同意するものとし、

第 27 条 (契約者の義務禁止事項)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとし、

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において本サービスを利用すること。
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用すること。
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において本サービスを利用すること。
- (4) 契約者の意図にかかわらず、当社の電気通信設備に支障を与え又はそのおそれのある態様で本サービスを利用していることに対し、当社から是正要望があってもなお是正しないこと。
- (5) 次項に定める利用規則に反した態様で本サービスを利用すること。

2. 契約者は、本サービスの円滑な提供のために必要な利用規則が当社より示された場合、これに従うものとし、

第 28 条 (契約者の義務違反)

契約者が、本約款に定める契約者の義務に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第 29 条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第 22 条 (利用の停止等) 第 1 項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 1 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第 22 条 (利用の停止等) 第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第 30 条 (契約者の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、本サービス契約の全部又は一部 (利用単位毎) を解除することができます。この場合、契約者は、利用単位毎に当社が定める期日までに、当社に通知するものとします。

2. 第 20 条 (利用の制限) 又は第 21 条 (利用の中止) 第 1 項の事由が生じたことにより本サービスを利用ことができなくなった場合において、本サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第 24 条 (サービスの廃止) 第 1 項の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に本サービス契約の全部または一部が解除されたものとします。

第 31 条 (利用終了後の措置)

本サービスの契約解除後、当社は、当社の定める時期及び方法により、本サービスの利用により契約者が当社施設設備に存置したデータを消去するものとします。

第 32 条 (サイバー攻撃への対処)

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限り、

- (1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃 (情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。) の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者が当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録 (送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ) を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対

- 処協会」(以下本条において「認定協会」といいます。)に委託すること。
- (2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信(送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ)を検知し、これを認定協会に提供すること。
 - (3) 国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号)に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
 - (4) 契約者が、C&C サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスの契約期間中いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。
 - (5) サイバー攻撃の適切な予防措置及び事後対処に活用することを目的として、それらに関連する契約者の通信記録に係る情報分析基盤を構築及び運用すること。

第 33 条 (本約款の優先)

本サービス契約は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成し、他の合意に優先して適用されません。

第 34 条 (管轄裁判所)

本サービスの利用に係る紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

平成 22 年 4 月 1 日

本約款は、平成 22 年 4 月 1 日より効力を有するものとします。

平成 22 年 8 月 2 日変更

本約款は、平成 22 年 8 月 2 日から実施します。

平成 26 年 3 月 1 日変更

本約款は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 1 日変更

本約款は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 10 月 22 日変更

本約款は、平成 26 年 10 月 22 日から実施します。

平成 28 年 1 月 18 日変更

本約款は、平成 28 年 1 月 18 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

本約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 11 月 1 日変更

本約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

平成 29 年 4 月 24 日変更

本約款は、平成 29 年 4 月 24 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

本約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

本約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 11 月 1 日変更

本約款は、令和 3 年 11 月 1 日から実施します。

【付随業務にかかる特則】

第1条（本サービスの付随業務）

当社は本サービスの提供にあたり、契約者が、本サービスを利用したシステムの設定、構成、当社もしくは第三者が提供するサービス（ソフトウェアの利用を含みます。）を組み合わせる等の設定、または、本サービスにかかる当社の仕様外の運用設計（以下「付随業務」といいます。）を行なう場合、契約者の申込みにより、当該契約者の付随業務についてサポート（以下「本サポート」といいます。）を提供します。本サポートの内容は、予め当社と契約者間でその提供内容を定めるものとします。

2. 契約者は、予め本サポートにかかる仕様（その名称の如何を問わず、要求される作業の内容を具体的に特定した書面をいい、以下「サポート仕様書」といいます。）を当社に提示するものとします。付随業務の内容が簡易なものである場合又は当社が承諾する場合は、契約者の明確な指示内容をサポート仕様書に代えることができるものとし、契約者と当社は予めその内容を確認するものとします。契約者のサポート仕様書の作成自体を当社が本サポートとして提供する場合、契約者はサポート仕様書にかかる本サポートの実施前に、当該サポート仕様書を確認し承認するものとします。

第2条（本サポートにかかる責任）

当社は、本サポートを善良なる管理者の注意をもって提供するものとします。当社は、本サービスの提供開始日から6ヶ月の間、当社の責に帰すべき本サポートの提供の不備により利用単位における本サービスを利用し得ない状態が生じた場合、当該不備を解消する作業を無償で提供します。本条は本サポートにかかる当社の責任の全てを定めたものとします。

以上